

議案第6号

西海総合支所公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市西彼町小迎郷内で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年1月22日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

- 1 相手方住所
氏名
- 2 損害賠償額 金315,900円
- 3 事故の発生概要
発生日時 令和5年10月13日午前10時20分頃
発生場所 西海市西彼町小迎郷■■■■番地■■■■
- 4 事故の状況
長寿介護課の会計年度任用職員が介護認定調査に出向いた際、公用車で相手方所有のカーポートに前進で駐車しようとしたところ、カーポートの屋根の梁に公用車のスピーカーが接触し、その衝撃で屋根の亚克力板に亀裂が生じたもの

施設事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故日時	令和5年10月13日 午前10時20分頃			
施設名等	■■■■宅カーポート	事故原因	当方の上部不注意	
事故場所	西海市西彼町小迎郷■■■番地■■■■■■宅敷地内			
警察への届出 (自動車事故の場合)	無・ 有 (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	長寿介護課の会計年度任用職員が介護認定調査に向いた際、公用車で相手方所有のカーポートに前進で駐車しようとしたところ、カーポートの屋根の梁に公用車のスピーカーが接触し、その衝撃で屋根の亚克力板に亀裂が生じたもの			
事故状況略図				
損害見積額	315,900円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()	